

## 伊勢市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書

伊勢市（以下「甲」という。）と伊勢市に所在する日本郵便株式会社（伊勢朝熊郵便局を代表とする別表に掲げる郵便局並びに伊勢郵便局（以下「乙」という。））は、以下のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、地域の課題解決に向けた活動等、地域の活性化を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 安心・安全な暮らしの実現に関する事
- (2) 地域経済活性化に関する事
- (3) 未来を担う子どもの育成に関する事
- (4) その他、地方創生に関する事

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

### （協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （守秘義務）

第4条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

### （連絡責任者）

第5条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

- 甲 伊勢市 情報戦略局長  
乙 日本郵便株式会社 伊勢郵便局 総務部長

### （有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

### （協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年8月3日

甲 伊勢市岩淵1丁目7番29号  
伊勢市  
伊勢市長

鈴木健一

乙 伊勢市朝熊町1540番地  
日本郵便株式会社 伊勢朝熊郵便局  
局長

橋本真人

伊勢市岩淵3丁目6番10号  
日本郵便株式会社 伊勢郵便局

局長 藤山一英

(別 表)

伊勢郵便局	宮本郵便局	伊勢筋向橋郵便局
伊勢辻久留郵便局	小俣郵便局	豊浜郵便局
伊勢北浜郵便局	沼木郵便局	伊勢一之木郵便局
伊勢城田郵便局	御菌郵便局	伊勢御菌長屋郵便局
伊勢神社郵便局	五十鈴川郵便局	伊勢河崎郵便局
伊勢大湊郵便局	二見郵便局	伊勢古市郵便局
伊勢朝熊郵便局	伊勢御木本通郵便局	伊勢浜郷郵便局
伊勢船江郵便局	伊勢外宮前郵便局	